

佐賀県新規就農者育成方針

令和6年3月

佐 賀 県

1 佐賀県農業の概況

佐賀県では、比較的温暖な気候や肥沃な土壌などの恵まれた自然条件、整備の進んだ水田や共同乾燥調製施設、意欲があり共同意識の高い農業者の創意工夫などを活かして、米・麦・大豆を組み合わせた生産性の高い水田農業をはじめ、収益性のある園芸農業や畜産などが展開され、食料自給率は全国でもトップクラスとなっている。

しかしながら、これまで本県農業の中心となってきた米については、需要の減少に伴い価格は下落しており、さらに担い手の高齢化や減少、労働力不足等により農業産出額は大きく減少している。

こうした情勢においても農家所得の向上や、産地を発展させていくためには、先人が築き上げた水田農業を大切にしつつ、地域の特性を活かした園芸農業を中心に振興を図り、稼げる農業経営体を増やしていくことが必要である。

このため、県では、令和元年度から、農業者をはじめＪＡや市町などの関係者と連携して「さが園芸８８８（はちはちはち）運動」に取り組んでおり、平成２９年に６２９億円であった園芸農業産出額を令和１０年までに８８８億円とする目標を掲げ、その達成に向けて強力に取り組を進めている。

このように、今後の佐賀県農業の振興に当たっては、

- ・ 収益性の高い品目への転換や新品種・新技術の導入、経営の規模拡大・多角化・効率化、さらには人づくりや環境に配慮した持続可能な農業技術の導入により経営力を「磨く」
- ・ 若い人たちが農業に魅力を感じるような所得水準を「稼ぐ」農業経営体を数多く創出
- ・ 稼ぐ農業経営体を見て新たな担い手が確保されていくことで産地や農村が活性化し、本県農業が「未来へつながる」

という好循環の拡大に向け、農業者をはじめ、県民や市町・農業団体と一体となって各種施策を進めることとする。

2 佐賀県新規就農者確保の現状と課題

農業者が減少する中、農業の競争力や持続性を確保するには、安定的に新規就農者を確保することが重要である。このような中、県では、就農前から就農して経営発展するまでの各段階に応じた切れ目のない支援を行う「農の担い手確保・育成推進事業」を展開し、地域が主体となって取り組む「トレーニングファーム」の設置やトレーナー制の導入を推進するなど、新規就農者の持続的な確保・育成に取り組んでいる。

平成３０年以降、毎年１６０人前後で新規就農者を確保しているものの、将来にわたって佐賀農業を支える担い手を安定的に確保するためには、年間１９０人の新規就農者を確保する必要がある。

このため、県では、親元就農はもとより、ＵＩＪターン就農や定年退職者など幅広い就農ルートから人材を確保するとともに、意欲ある新規就農者を地域主体となって確保・育成していくシステムの構築を推進し、新規就農者の早期の経営安定を図る。また、それにより高い経営力を持つ農業者の育成を促進する。

3 新規就農者の確保・育成の目標

(1) 新規就農者の確保に向けた目標

本県農業が、今後とも安全で質の高い食料の安定供給や環境保全、農村地域の集落機能の維持などの役割を果たしていくため、新規学卒をはじめ、農家あと継ぎのUターン、農外からの新規参入、農業法人への就業など幅広い就農ルートから年間190人の意欲ある新規就農者を確保することを目標とする。

(2) 新規就農者の労働時間・農業所得に関する目標

地域における優良な農業経営の事例や他産業従事者と均衡する年間総労働時間（主たる従事者1人あたり2,000時間程度）の水準を達成しつつ、農業経営開始5年後には、農業で生計が成り立つ安定的な農業経営の目標の6割程度、（すなわち主たる従事者1人あたりの年間農業所得250万円程度）を目標とする。

4 新規就農者に対するサポート内容

(1) 新規就農者の確保に向けた取組み

ア 就農啓発セミナー、就農相談会の開催

- ・ 農家・農業振興センター、市町・農協など関係機関・団体が一体となった就農啓発セミナーを開催する。
- ・ 就農希望者を対象とした相談会を開催する。

イ ホームページ等での情報提供

- ・ 佐賀県HPやSNSを活用し、佐賀県の農業や新規就農者支援策をPRする。

ウ 早い段階からの就農への喚起

- ・ 農家子弟など就農を目指している者のリスト化とその者への情報提供。
- ・ 県内の農業高校と連携した農業体験や現地視察、青年や女性農業者との意見交換などへの支援。
- ・ 実践的で高度な知識を学ぶことができる農業大学校への進学促進。

エ トレーニングファームの取組とそのシステムの横展開

- ・ 佐賀県内のトレーニングファーム（きゅうり、ほうれんそう、トマト、いちご、ピーマン、肉用繁殖牛の6か所研修施設）において、2年間にわたる研修生の濃密指導の実施。
- ・ トレーニングファームでの新規就農者の確保・育成のノウハウを他の地域へ波及させる。

(2) 新規就農者の育成に向けた取組

就農後間もない農業者に対し、栽培技術や経営手法等の個別指導を行うとともに、農業者同士の仲間づくりや農業者グループ等での農業技術や経営に関する課題を解決する活動等に対する支援を行う。

また、国や県、市町等の事業の積極的な活用を推進する。

(3) 新規就農者の経営発展に向けた取組

新規就農者が、将来、効率的かつ安定的な農業経営者へと発展できるよう、必要な支援を集中的に措置する青年等就農計画制度の普及を図る。

また、認定新規就農者等の経営発展を促進するために必要な研修等を実施する。

さらに、市町・市町農業委員会・地域農業振興センター等の関係機関・団体は、農業経営基盤強化促進法第14条の4第1項の規定による青年等就農計画の認定を受けた青年等（以下、「認定新規就農者」という。）に対して、青年等就農計画の達成に向けた経営指導等のフォローアップを行うとともに、認定農業者への計画的な誘導を図る。

5 県加算ポイントの設定

新規就農者育成総合対策のうち経営発展支援事業の交付対象者候補を選定するための基礎として、新規就農者育成総合対策事業実施要綱（別記1）別表1の2に基づく都道府県加算ポイントを設定する。

(1) 都道府県加算ポイントは別紙1のとおり。

(2) 都道府県加算ポイントに過不足が剰余した場合は、申請者全員に剰余ポイントを按分して加算することとする。ポイントの計算にあたっては小数点以下第1位を切り捨てて行うものとする。

都道府県加算ポイントに過不足が不足した場合は、申請者全員に不足ポイントを按分して加算することとする。ポイントの計算にあたっては小数点以下第1位を切り捨てて行うものとする。

(別紙1)

県加算ポイント

No.	項目		ポイント
1	品目	園芸作物に取り組んでいる、もしくは、取り組む計画である(いちご、きゅうり、ほうれん草、トマト、アスパラガス、なす、ピーマン、小ねぎ、たまねぎ、ブロッコリー、レタス、キャベツ、ちんげん菜、れんこん、柑橘類、なし、ぶどう、もも、花き、茶 など)	3
		米・麦・大豆などの土地利用型作物と園芸作物等との複合経営に取り組んでいる、若しくは、取り組む計画である	3
		畜産に取り組んでいる、もしくは、取り組む計画である(肉用牛、乳用牛、豚、肉養鶏、採卵鶏)	3
2	県が認めた研修機関等で研修を実施した (トレーニングファーム、農業大学校、農業士、先進農家などで) ※就農準備資金を活用して研修した		2
3	中山間地域で農業経営をしている、もしくは、計画である		2
4	高度技術を導入している、もしくは、計画である (環境制御技術、根域制限栽培、いちご高設栽培 など)		1
5	環境保全型農業に取り組んでいる、もしくは、計画である (みどり(旧エコファーマー)認定以上の取組をしている)		1
6	地域貢献活動等への参加する、もしくは、参加する計画である (4HC、消防団、JA 青年部、JA 女性部、農山漁村女性グループ研究会、地域活動団体 など)		1
7	経営の主幹となる機械、施設に対して保険に加入している、もしくは、加入する計画である		1
8	就農時の年齢が40歳未満である		1
合計(最大)			12